

# ななおで暮らす人を応援します！

## 住宅を取得する時・・・

### 七尾市定住促進住宅取得奨励金

金融機関から借入れをして、1戸建て住宅を新築または購入する人に交付

#### 【新築または新築住宅を購入】

**最大30万円**（借入れ金額の3%）

#### 【中古住宅を購入】

**最大10万円**（借入れ金額の1%）

+

以下の要件に該当する人は上記金額に**加算**

- ①市内建築業者で新築するか新築住宅を購入 **最大20万円**
- ②市外から転入した人 **最大20万円**
- ③中学生以下の子と同居 1人につき**最大10万円**

※借入れがなくても可

「向陽タウンはまだ」分譲宅地購入で新築 **200万円**  
(中島町地内)

【担当課：都市建築課】  
(0767)53-8429

併用可

### 移住定住促進 住宅取得補助金

県外から転入し、1戸建て住宅を新築、購入(購入に伴う改修を含む)した人に交付（※中古は「空き家バンク」登録物件に限る）**※「事前申込」が必要です。**

#### 【補助金】最大100万円

新築・購入(購入に伴う改修を含む)費用の50%

#### 【対象者】次のすべてを満たす人

- ①転入前10年以上継続して石川県外に住んでいた
- ②転入後、3年を経過していない
- ③本人が契約者で、主たる経費を負担している
- ④一時的な滞在ではない

【担当課：商工観光課】  
(0767)53-8565

### 万行地区土地区画整理事業 保留地取得奨励金

サンタウン万行分譲宅地で1戸建て住宅を新築または購入する人・法人に交付

#### 【助成金】200万円

【担当課：都市建築課】  
(0767)53-8429

### 七尾産材使用住宅助成制度

石川県の「いしかわの木が見えるたてももの推進事業」に申請した人で、七尾産材を5㎡以上使用し、70㎡以上の木造住宅を新築または新築住宅を購入する人に交付

#### 【助成金】10万円

【担当課：農林水産課】  
(0767)53-8510

## 住宅を耐震改修する時・・・

### 既存木造住宅耐震改修事業

昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した木造住宅について耐震改修をする人に交付

#### 【簡易耐震診断】無料（現況図面がある場合）

**5,000円**（現況図面がない場合）

#### 【耐震改修】最大160万円

【担当課：都市建築課】  
(0767)53-8429

### 七尾市まちなか居住再生事業

中心市街地（まちなか区域）で、前面道路が4m未満の市道である敷地で、道路中心線から3m以上後退（市に寄付または売却）することを前提に市内建築業者で施工する人に交付

#### 【住宅建替え奨励金】最大150万円

既存住宅の解体費の50%  
建替えにかかる借入金額の10%

#### 【共同住宅建設奨励金】

**最大100万円** 設計費の50%  
1戸につき**限度額100万円** 建設費の10%

#### 【住宅建設用地売買奨励金】

**最大50万円** 用地取得費の10%  
**最大50万円** 売主が解体する場合解体費の50%

【担当課：都市建築課】  
(0767)53-8429

## 賃貸住宅に入居する時・・・

### 移住定住促進 住宅家賃補助

県外から転入し、民間賃貸住宅（集合住宅や一戸建て）に入居した人に、家賃の一部を交付。**※「事前申込」が必要です。**

【補助金】 **最大 月額1万5千円**  
（月額家賃の50%）

【補助期間】 転入後3年以内

【対象者】 次のすべてを満たす人

- ① 転入前10年以上継続して石川県外に住んでいた
- ② 本人が契約者で、家賃を支払っている
- ③ 一時的な滞在ではない  
（※七尾市賃貸住宅家賃助成金との併用はできません。）

【担当課：商工観光課】  
(0767)53-8565

## 結婚による新生活を始める時・・・

### 結婚新生活支援事業

結婚して新生活を始める、夫婦共に34歳以下であり、夫婦の合計所得額が340万円未満の方への助成

【補助金】 **最大30万円**

【対象経費】

物件購入費、民間賃貸住宅の賃料や敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用など

【対象者】

- ① 平成31年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦
- ② 婚姻届提出時点で、夫婦共に34歳以下
- ③ 夫婦の合計所得が340万円未満
- ④ 夫婦共に市税などを完納している
- ⑤ 他の公的住宅補助などを受けていない

【担当課：子育て支援課】  
(0767)53-8445

## その他の住まいに関する助成・・・

### 勤労者信用保証料 補給金交付制度

労働組合に加入していない事業所で働く市内在住の人が、住宅を新築、増改築、購入するために、北陸労働金庫から融資を受ける場合に交付

【補給金】 **保証料** 3年分

【担当課：商工観光課】  
(0767)53-8565

### 家庭用生ごみ減量 機器設置補助金

家庭用生ごみ減量機器を設置する個人に交付

【補助金】 **最大3万円**  
補助率50%

【担当課：環境課】  
(0767)53-8421

### 水洗便所等改造資金 利子補給制度

供用開始後3年以内に下水道に接続する人が工事に必要な資金の融資を受ける場合に交付（償還期間60ヶ月以内）

【補給金】 **最大100万円**  
利子の全額

【担当課：上下水道課】  
(0767)53-1972

### 勤労者小口資金 融資制度

市内に2年以上お住まいで、同一の事業所に1年以上働く人に、生活の維持・向上に必要な資金を融資

【限度額】 **最大100万円**

【担当課：商工観光課】  
(0767)53-8565

### 下水道等排水設備工事費補助金制度

- ① くみ取り式便所または単独浄化槽を使用している人が、供用開始後1年以内に下水道に接続する場合に、工事費が50万円を超える部分を補助
- ② 合併処理浄化槽を使用している人が、供用開始後3年以内に下水道に接続した場合に、一律30万円を補助

【補助金】 **最大30万円**

【担当課：上下水道課】 (0767)53-1972